

芸西村ふるさと納税等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、芸西村ふるさと納税支援業務委託に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。本業務の受託を希望する者は、本実施要領に従って応募すること。

2. 業務概要

(1)業務名

芸西村ふるさと納税等支援業務委託

(2)業務内容

別紙「芸西村ふるさと納税等支援業務委託企画提案仕様書」(以下、「企画提案仕様書」という。)による。

(3)業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと(単年度契約)に最長3年間(令和10年3月31日まで)契約を更新できるものとする。

＊選定結果通知日の翌日から令和7年3月31日までは準備期間とし、その間の支払いは発生しない。

＊令和7年第1回芸西村議会定例会における、本事業委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

(4)担当部署

〒781-5792高知県安芸郡芸西村和食甲1262

芸西村役場企画振興課

電話0887-33-2114

FAX0887-33-4035

メール kikaku@vill.geisei.lg.jp

3. 価格提案限度額

寄附金額に対する単価契約とし、ふるさと納税等業務の価格提案限度額は寄附金額の8%とする。

＊消費税及び地方消費税相当額を含まないで、寄附金額の8%内(ふるさと納税業務 3.4%以内、地域振興プロジェクト 4.6%以内)とすること。

＊村が契約する寄附受付サイトの利用料、クレジットカード等決済手数料は含まない。(寄附受付サイトの利用料、クレジットカード等決済手数料、さとふる返礼品代、さとふる配送料、AmazonFBA 使用料)これらの経費は別途発注者が負担する。

＊価格提案の詳細については、8ページ「8企画提案書等の提出」提案項目(7)を参照。

4. プロポーザル実施スケジュール

内容日時

公募開始:令和 7 年 1 月 20 日(月)

質疑書の提出締切:令和 7 年 1 月 29 日(水)17時まで

質疑書の回答期限:令和 7 年 1 月 31 日(金)17時まで

企画提案書等の提出締切:令和 7 年 2 月 14 日(金)17時まで

プレゼンテーション予定日:令和 7 年 2 月 19 日(水)

選定結果通知予定日:令和 7 年 2 月 25 日(火)予定

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48条)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。
- (6) 芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成24年12月21日施行)に基づく入札等除外

措置要件に該当しない者であること。

- (7) 芸西村建設工事等請負業者指名停止措置要綱(平成15年12月10日施行)に該当する事実がないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 令和5年度中に、本業務と同種・類似の業務の運営実績があること。
- (10) 個人情報の取り扱い、安全管理基準について、プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得(業務に必要な範囲の取得を行っていること。)し、定期的に更新を行っていること。または、今後取得の見込み、もしくはそれらと同等のセキュリティ規格を有すること。
- (11) 村内に営業所を設け、担当者を2名以上常駐(うち1名以上は、6ヶ月以上の経験者の配置に努めること。)させ、十分に連絡調整ができる体制を整えること。

6. 参加申し込み

「5. 参加資格」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、企画提案仕様書及び芸西村財務規則(平成16年規則第8号)等を理解した上で、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書(様式第1号)
- ②会社概要書(様式第2号)
- ③同種業務実績書(様式第3号)
 - ㊦令和5年度に、地方公共団体から受託した本件業務と同種・類似の業務実績。
- ④業務実施体制(様式第4号)
- ⑤使用印鑑届(様式第5号)
- ⑥「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書*複写可
 - ㊦法人の完納証明書(複写可)
 - ㊧代表者の完納証明書(複写可)
 - *芸西村内に事業所を有する場合、納税証明書と㊦
 - *芸西村内に事業所及び代表者の住所を有する場合、納税証明書と㊦・㊧
- ㊦登記事項証明書(法人登記)*交付から3ヶ月以内のもの(複写可)
- ⑧印鑑証明書*複写可
- ⑨企画提案書(様式7号)
- ⑩価格提案書(様式8号) 価格提案書明細

(2) 提出部数

各正本1部 副本 9 部

ただし、企画提案書(様式第7号) 正本1部は企画提案書と添付書類は別で提出。 副本9部は、企画提案書内に提出書類のコピーも含めて製本し提出。

(3) 提出期限

令和 7 年 2 月 14 日(金)17時まで

(4) 様式等の配布期間及び配布場所

令和 7 年 1 月 20 日(月)から芸西村ホームページ内よりダウンロード。

URL:<https://www.vill.geisei.kochi.jp/pages/m001712.php>

(5) 提出場所

「2. 業務概要(4)担当部署」に同じ。

なお、受付時間は、平日の9時～17時(12時～12時45分を除く。)とする。

(6) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。

7. 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行うこと。口頭、電話での質疑には答えない。

(1) 提出書類及び提出期限

①質疑書(様式第6号)

②令和 7 年 1 月 29 日(水)17時まで(必着)

(2) 様式等の配布期間及び配布場所

「6. 参加申し込み(4)様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。

(3) 提出場所及び提出方法

①「2. 業務概要(4)担当部署」に同じ。

②電子メールまたは FAX(受信確認の電話を行うこと。)

(4) 質疑への回答

質疑への回答は芸西村ホームページに掲示し、個別には回答しない。

URL:<https://www.vill.geisei.kochi.jp/pages/m001712.php>

8. 企画提案書等の提出

本実施要領及び企画提案仕様書、芸西村財務規則(平成9年規則第11号)等を理解した上で、適切に提案すること。

なお、提案に当たっては、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

①企画提案書(様式第7号) 正本1部は企画提案書と添付書類は別で提出。 副本 9 部は、企画提案書内に提出書類のコピーも含めて製本

(2) 提出期限

令和7年2月14日(金)17時まで

(3) 様式等の配付期間及び配布場所

「6. 参加申し込み(4)様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。

(4) 提出場所及び提出方法

①「2. 業務概要(4)担当部署」に同じ。

②「6. 参加申し込み(6)提出方法」に同じ。

(5) 提出書類の取り扱い

①提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

②提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

③提出後に提案書等の差し替え、追加、削除、修正、加筆はできない。また、提出された書類は返却しない。

④企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 企画提案書の作成方法

①提案書は、A4版(カラー・白黒、縦・横は問わない、文字サイズ11pt以上)両面印刷で30ページ以内を標準とする。(A3版については、片面1枚につき2ページに換算)

②ページ上限数に表紙及び裏表紙は含まない。

③提案書にはページ番号を記載すること。

⑤提案書は、ファイル綴じ、冊子(ホッチキス止め可)等にまとめること。

⑥以下の事項を企画提案書に記載すること。

	必須	提案項目	記載事項
(1)	○	基本的な考え方	芸西村ふるさと納税(芸西村ふるさと応援寄附)業務に対する貴社の基本的な考え方。
(2)	○	業務実施体制	①組織図 ②業務責任者、業務担当者 ③スタッフの専門性 ④不測の事態に備えた体制(休日、夜間等) ⑤個人情報保護の対策 ⑥実施スケジュール(主に前受託者からの引継ぎスケジュール)
(3)	○	実施内容	○企画提案仕様書に示す各業務についての対応を次の点を踏まえ記載すること。 ①ポータルサイト等の運用及び管理に関する業務 ・自治体紹介ページで、本村及び本村返礼品等の魅力について、どのように発信することが効果的と考えるか ・トップページ(サイト掲載内容・活用方法等) ・返礼品ページ(見せ方の工夫・金額設定等) ・PR(サイト広告の活用・トレンドの反映等) ②寄附管理システム・登録システムの提供及び寄附者情報の管理に関する業務 ・寄附情報をどのように管理するか ・使用する管理システム ・使用する登録システム ③返礼品の調達及び配送管理に関する業務 ・返礼品の発注から調達費用等の支払いまで、どのような流れで実施するか ・発注スキーム ・配送情報の管理方法 ・返礼品の調達費用及び配送料の精算、支払い方法 ④寄附者及び返礼品提供事業者からの問い合わせ対応に関する業務 ・各種問い合わせについて、どのように対応するか ⑤プロモーションに関する業務 ・寄附者及びふるさと納税を通じた本村の魅力発信 ・ファン獲得に向けた具体的な PR 手法 ・寄附情報や市場の流行等の分析手法 ⑥返礼品の新規開発・開拓及び既存返礼品の魅力向上に関する業務 ・新たな返礼品の開発・開拓に向けた手法 ・既存返礼品の磨き上げや地場産品の販路拡大等に向けた取組 ・返礼品提供事業者等への返礼品登録事務手続きの支援内容

			⑦地域振興プロモーションに関する業務 ・村づくりの戦略的活動の企画立案に関するコンサルティング ・村の行事・歴史・施設・出来事等を村内外にPR するための具体的な手法 ・芸西商工会等と連携した村内事業者をPR する具体的な手法 ・村に交流人口が増えるための具体的な施策の提案
(4)		その他事項	①返礼品事業者の業務負担軽減に関する提案 ②本村の事務負担軽減に関する提案 ③本村が継続してふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定を受けられるための事務的経費圧縮等に関する提案

(7) 価格提案書及び価格提案書明細作成にあたっての注意事項

- ①委託料等の合計は、消費税及び地方消費税を除いた額を価格提案書(様式第8号)に記載すること。
- ②価格提案書明細は様式なし。積算基礎情報を基に、次の項目ごとに金額を記載した明細を作成すること。
 - ㊦基本委託料(寄附金額に対する単価(手数料率)を別途明記すること)
 - *返礼品の調達費用及び配送費用は見積に含めないこと。ただし、配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、別途積算方法等を示すこと。
 - *業務内容について詳細に記載すること。
 - 例)寄附者対応の場合(①電話対応②メール対応③各ポータル別対応問合せ対応④レビュー対応⑤長期不在荷物対応等)詳細に明細書を作成すること。
 - ①受領証明書及びワンストップ特例申請書(用紙)の発送に要する費用
 - *発送に要する郵便料及び封筒・用紙代等を含むこと
 - *ワンストップ特例申請書の発送を含む場合、含まない場合で単価が異なる場合は、備考欄に記載すること。
 - ②ワンストップ特例申請書の受付及びデータ作成に要する費用
 - ③その他の費用(返礼品の調達費用及び配送費用を除く)
 - ④地域振興プロモーションに要する費用

【積算基礎情報】(年間)

- ①寄附金額2,000,000,000円
- ②寄附件数 170,000件
- ③寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書発行件数 130,000件
- ④ワンストップ特例申請受付数(紙)27,000 件
- ⑤ワンストップ特例申請受付数(オンライン)63,000 件

9. 評価方法等

(1) 選定委員会

受託候補者の選定を行うため、本村の職員で構成する「芸西村ふるさと納税等支援業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。なお、選定委員会の設置にあたっては、その目的、構成員、役割、会議、

事務及びその他必要な事項について芸西村プロポーザル審査委員会設置規程(令和4年規程第3号)を準用するものとする。

(2) 選定方法及び評価方法

- ①本プロポーザルは、別紙「芸西村ふるさと納税等支援業務委託評価基準」(以下「評価基準」という。)に沿って、実施する。
- ②選定委員会において、評価基準に基づき評価を行い、選定委員会構成員の評価点の合計(最高100点)が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

(3) 企画提案のプレゼンテーション

①開催日時及び開催場所

令和7年2月19日(水)

＊詳細な日時及び開催場所については後日通知する。

②企画提案の所要時間(予定)

プレゼンテーション30分以内

選定委員会委員からの質疑15分程度

③注意事項

㊦各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知するものとする。

㊧プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。

㊨出席者は3名以内とし、本業務に直接携わる担当者が説明すること。

㊩プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができることとする。ただし、本村で用意する機材は次のとおりとする。

なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者において HDMI 接続可能なパソコンを用意・持参すること。

・プロジェクター(HDMI ケーブル接続)

・スクリーン

・延長電源ケーブル

・HDMI ケーブル(プロジェクター接続用)

(4) 選定結果通知

受託候補者選定後、令和7年2月25日(火)(予定)に、「選定結果通知書」を電子メールにて参加事業者に通知する。

なお、公表する内容は以下のとおりとし、電話等による問合せには応じないものとする。

①受託候補者の名称、評価点及び選定理由

②受託候補者以外の参加事業者の評価点(得点順)

＊候補者以外の参加者の名称は秘匿する。

*参加事業者が1者の場合は、評価点を公表しない。

10. プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ①選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ②他のプロポーザル参加事業者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加事業者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥提案見積金額が委託費の上限を超えた場合。
- ⑦その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加事業者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を本村に請求することはできないものとする。

(4) その他

- ①参加事業者は、参加表明書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ②提出された参加表明書等は、芸西村情報公開条例(平成15年条例第1号)に基づく行政文書の公開請求の対象となる。
- ③参加表明書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、令和7年2月18日(火)17時までに、参加辞退届(様式第9号)を提出すること。提出方法は、「6. 参加申し込み(6)提出方法」に同じ。
- ④参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11. 契約の締結

- (1) 受託候補者が、契約締結前に芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成24年12月21日施行)に基づく要件又は芸西村建設工事等請負業者指名停止措置要綱(平成15年12月10日施行)に該当する事実が発覚した場合は契約を締結しない。

- (2) 受託候補者と村が協議し、委託内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、受託候補者と村との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更(受託候補者の見積額を超えることはない。)となる場合がある。
- (3) 契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- (4) 受託候補者と村の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者と協議を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、村と協議を経て業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、芸西村個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本プロポーザルの実施、手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨(円)とする。